

社会福祉法人 クガニの会
役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人クガニの会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び苦情対応第三者委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 常勤役員等（理事長）については、報酬及び賞与を支給することとし、退職手当は支給しない。

2 非常勤役員等（常勤役員等以外の役員等）については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(役員等の報酬等の総額)

第3条 当法人定款第21条に規定する評議員会において別に定める総額は、4,000,000円とする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬等については、別表第1に定める額

(2) 常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 諸会議に出席したときの報酬については、別表第2に定める額

(2) 諸会議開催日以外の日について、非常勤役員等が職務を遂行したときの報酬については、別表第2に定める額のみを支給する。

(3) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費を支給する。

2 諸会議開催日に非常勤役員等が職務を遂行したときの報酬については、別表第2に定める額のみを支給する。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は別表第2に定める額を除き支給しない。

(報酬等の支給方法)

- 第7条 常勤役員等に対する報酬の支給時期は、毎月10日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、正規職員給与規定第5条第2項に準じた日とする。また、常勤役員等に対する賞与の支給時期は、正規職員に対する賞与の支給時期と同じとする。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第8条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員等が退任し、または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の途中における就任、退任または解任の場合の報酬額については、その月の総日数から土曜日、日曜日及び国民の祝日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
- (1) 50円未満の端数については、これを切り捨てる。
 - (2) 50円以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

- 第10条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第11条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

- 第12条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めることとする。

別表第1（常勤役員等の報酬）

役職名	役員報酬の額	賞与の額
理事長	月額 200,000 円	報酬月額 1.5 か月分

別表第2（非常勤役員等の報酬）

	日額
評議員の出席	5,000 円
理事会への出席	5,000 円
苦情対応第三者委員会への出席	5,000 円
その他諸会議への出席	5,000 円

* 決議の省略を行ったため、評議員会等諸会議を現実に開催しなかった場合は支給しない。

別表第3（役員等の報酬）

	日額
評議員業務報酬	3,000 円
理事業務報酬	3,000 円
監事監査指導報酬	5,000 円
その他役員等としての業務報酬	5,000 円

附 則

1. この規程は、法人設立の日より適用する。
2. この規程は、平成 30 年 1 月 9 日より適用する。
ただし、第 8 条については平成 29 年 12 月 1 日に遡って適用し、同日において常勤役員等である者の報酬については平成 29 年 12 月 1 日から発生する。
3. この規程は、平成 30 年 11 月 24 日（評議員会の議決日）から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。